

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を
改正する条例を次のように定める。

令和7年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
の一部を改正する条例

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成26
年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号
ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

（地域手当）

第5条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3第2項
各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員には、地域手当を支給する。

第6条第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情
にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第1号中「道路（以下）」の次に「この条において」を加える。

第8条に次の1項を加える。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾
病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居
することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する
公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難

であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第13条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第24条第4項中「、第6条」及び「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和8年3月31日までの間、この条例による改正後の周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（以下「新給与条例」という。）第4条第2項の規定にかかわらず、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以下であるものについては、配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新給与条例第5条の規定にかかわらず、一般職の職員の給与に関する法律第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員以外の職員に対し、地域手当を支給する。

(参 考)

周南市ボートレース事業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(扶養手当) 第4条 (略) 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u> <u>(2)～(5) (略)</u> <u>(地域手当)</u> 第5条 <u>職員には、地域手当を支給する。</u>	(扶養手当) 第4条 (略) 2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1)～(4) (略)</u> <u>(地域手当)</u> 第5条 <u>一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3第2項各号に掲げる地域手当の級地に在勤する職員には、地域手当を支給する。</u>
(住居手当) 第6条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) (略) (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの	(住居手当) 第6条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) (略) (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>が居住するための住宅(管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

現 行	改 正 案
(通勤手当) 第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用し、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） (2)・(3) (略) (単身赴任手当) 第8条 (略) (管理職員特別勤務手当)	(通勤手当) 第7条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下<u>この条において</u>「交通機関等」という。）を利用し、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） (2)・(3) (略) (単身赴任手当) 第8条 (略) <u>2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</u> (管理職員特別勤務手当)

現 行	改 正 案
第13条 （略） 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。 （特定職員についての適用除外） 第24条 （略） 2・3 （略） 4 第4条、<u>第6条</u>、第8条及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員又は<u>地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条若しくは地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員</u>には適用しない。	第13条 （略） 2 前項に規定する場合のほか、管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）</u>であって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合に、管理職員特別勤務手当を支給する。 （特定職員についての適用除外） 第24条 （略） 2・3 （略） 4 第4条、第8条及び第17条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。